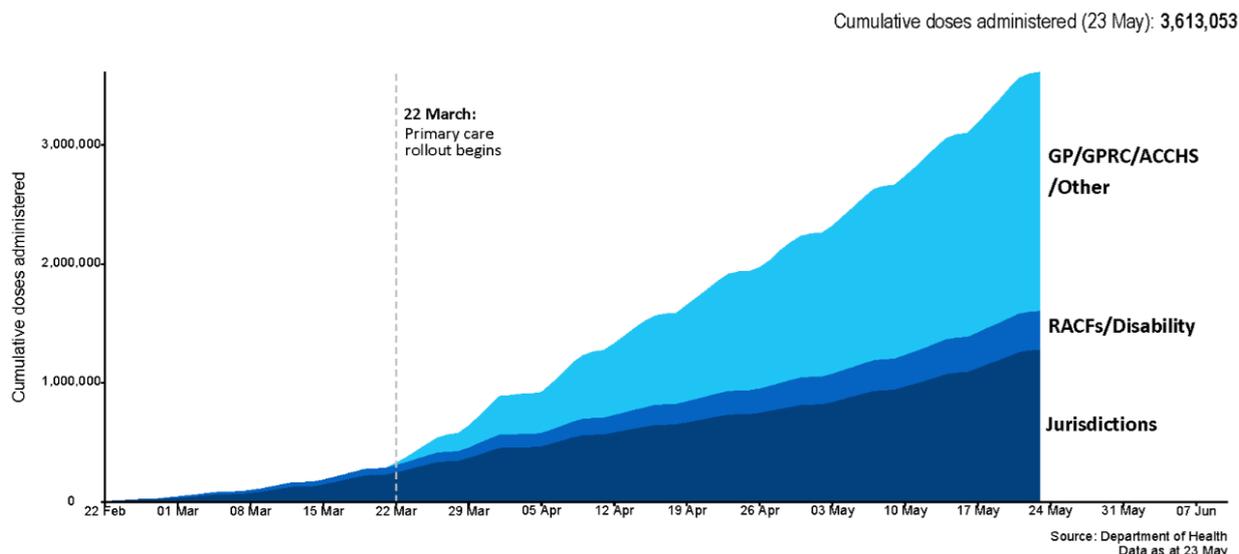


1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（5月23日時点）で**3人**となっています。内訳は、ニューサウスウェールズ州 2人、ビクトリア州 1人となっており、全て海外からの帰国者となっています（市中感染はゼロ）。

オーストラリアでは**累計 361万回**のワクチン接種が完了しており、直近 24 時間での接種回数は**13,089回**となっています（5月23日時点）。下図は累計接種回数の推移となっています。



5月3日よりフェーズ 2a 対象者へのワクチン接種が開始されています。各フェーズの対象者及び接種開始日等は以下の通りです。

フェーズ	対象者	接種開始日	最大ワクチン数
フェーズ 1a	検疫・出入国管理職員、最前線医療従事者 居住型高齢者・身障者介護施設の職員・入居者	2月22日	140万回分
フェーズ 1b	70歳以上の人 上記以外の医療従事者 既往症または重度の身体障害がある人 危険度の高い重要業務（国防、警察、消防、災害対策、食肉処理等）に従事する人 など	3月22日	1,480万回

フェーズ 2a	50 歳以上の成人 その他の重要・高リスク業務従事者 など	5 月 3 日	1,580 万回
フェーズ 2b	これまでのフェーズの対象者以外で 16~49 歳の全 ての人 これまでのフェーズの対象者で未接種の人	開始前	1,600 万回
フェーズ 3	16 歳未満の人	開始前	1,360 万回

- ・ ワクチンは 2 回接種する必要があります。

※ 上記は 5 月 24 日現在の情報に基づいて記載しておりますが、最新情報はオーストラリア保健省等のウェブサイト等にてご確認ください

2. 2021-22 年度オーストラリア連邦政府予算案

5 月 11 日、2021-22 年度連邦政府予算案が発表されました。税制に関する個人・法人ごとの主な内容は以下の通りです。

【個人】

① 低中所得者税額控除 (LMITO) の 1 年延長

課税所得 126,000 ドル未満の個人に適用される最大 1,080 ドルの税額控除が 2021-22 年度まで **1 年延長**

② 居住者判定ルールの簡素化

所得年度において **183 日間以上**オーストラリアに物理的に滞在していたかどうかで一次判定 (2021 年 7 月 1 日より適用予定)

【法人】

① 一括償却資産適用拡大の 1 年延長

(適用期限を 2022 年 6 月 30 日から 2023 年 6 月 30 日に **1 年延長**)

以下の条件を充たす場合、**資産の取得額全額**を使用開始年度の**損金に算入可能**

- ・ 2020 年 10 月 6 日 19:30 (AEDT) 以降に取得
- ・ **2023 年 6 月 30 日まで**に使用開始 (または使用可能な状態となっている)
- ・ 年間売上 (注) が 50 億ドル未満

② 欠損金繰戻還付の1年延長

(適用期限を2021-22年度から2022-23年度に**1年延長**)

以下の条件を満たす場合、発生した欠損金を**過年度の課税所得と相殺し繰戻還付を選択可**（繰戻還付の選択は任意であり、従来通り欠損金の繰越を選択することも可）

- ・ 欠損金：2019-20年度、2020-21年度、2021-22年度または**2022-23年度**において発生した欠損金である
- ・ 過年度の課税所得：2018-19年度以降に発生した課税所得との相殺
- ・ 繰越還付は過年度における課税所得及びフランキングクレジット残高が上限
- ・ 年間売上（注）が50億ドル未満

③ 無形資産耐用年数の自己査定導入

特許、登録意匠、著作権、自社開発ソフトウェアなど特定の無形資産について、法定耐用年数ではなく**自己査定に基づく耐用年数を使用可能**（2023年7月1日以降に取得する資産が対象）

④ 退職年金（superannuation）拠出義務の最低所得基準を撤廃

月収450ドル未満の従業員に対して、雇用主において現行は退職年金の拠出義務はないが、2022年7月1日よりこの**最低所得基準が撤廃**される（従業員の月収の金額に関わらず退職年金の拠出義務が発生）

（注）ここでの売上金額は、日本の親会社などオーストラリア内外のグループ会社を含めた「aggregated annual turnover」で判定

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。